大阪駅前地下道の広告板等設置・管理に関する業務仕様書

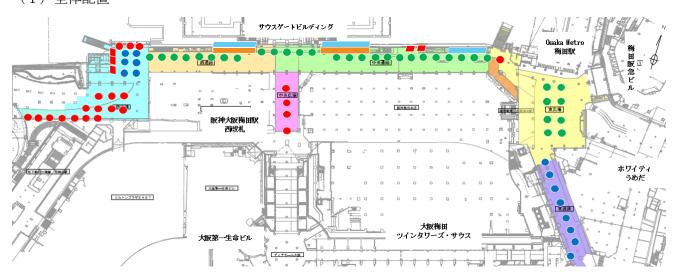
1. 共通事項

- (1) 大阪駅前地下道の広告板等設置・管理に関する業務仕様書(以下「仕様書」という。) で定める業務は、本件業務のうち、大阪駅前地下道の広告板等設置・管理運営、および壁面広告板周辺スペースの一体的活用に関する業務の詳細とする。
- (2) 認定計画提出者は、都市再生整備計画に定められた広告板において、ポスター、柱巻広告、電 照看板、デジタルサイネージ(以下、「広告板等」という。)を設置し、広告事業を展開すると ともに、広告に関する全ての物件を常に良好な状態に保つよう維持管理を行う。
- (3) 認定計画提出者は、都市再生整備計画に定められたイベントスペースにおいて、広告板周辺スペースを利用し、壁面広告板と床面が一体となった広告スペース(以下、「イベント施設」という。)を形成し、さまざまなイベントの企画運営を実施すること等により、他と差別化された特徴的なストリートを形成し、地下空間の分かりにくさの解消や、来街者にとって有益な情報の提供を図り、道路通行者等の利便の増進に繋がるイベント施設の設置・管理運営について提案のうえ実施することも可能とする。
- (4)認定計画提出者は、仕様書で定める業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、 本市と協議のうえで、適切な時期・方法により行う。
- (5) 仕様書で定める業務に必要となる官公庁への手続きは、原則、認定計画提出者で行う。

2. 広告板等及びイベント施設の設置箇所及び占用面積

広告板等の全体配置及び配置詳細図、広告枠寸法等は、以下のとおりとする。

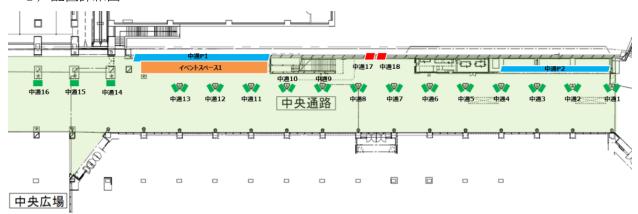
(1) 全体配置



- ・ 柱広告板(デジタルサイネージ)・ 柱広告板(電照看板)・ 柱広告板(シート広告)
- 壁面広告板(ポスター) 壁面広告板(電照看板) イベントスペース

(2) 中央通路

1)配置詳細図



■ 柱広告板(デシタルサイネージ) 壁面広告板(ポスター) 壁面広告板(電照看板) ■ イベントスペース

2) 広告板寸法等

番号	<u> </u>	掲示面方位		内法寸法		タイプ	仕様
台与	-	(概ねの方位)	縦A(mm)	横B(mm)	面積(㎡)	917	1工1末
D'S 1	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレ
中通 1	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレ
th'X 2	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレ
中通 2	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレ
th/X 2	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプし
中通3	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプし
T. 72 4	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
中通4	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
T./2 -	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプし
中通 5	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
中通6	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
中通 7 1		東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
中通 /	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
中通8	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
±172.0	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
中通9	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
中通9 一	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
中通11	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
中通12	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
±,210	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
中通13	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプ
中通	14	南	1,650	928	1.53	デジタル サイネージ	75インチ液晶ディスプ
中通	15	南	1,650	928	1.53	デジタル サイネージ	75インチ液晶ディスプ
中通	16	南	1,650	928	1.53	デジタル サイネージ	75インチ液晶ディスプ
中通17		南	1,930	2,930	5.65	電照看板	LED電照
中通	18	南	1,930	2,930	5.65	電照看板	LED電照
中通 P	1	南	2,060	29,120	60	ポスター	B0ポスター×40枚
中通 P	2	南	2,060	20,384	42	ポスター	B0ポスター×28枚
17	5.告面 面積詞	<u> </u>		1	147.79		

(3) 西通路

1)配置詳細図



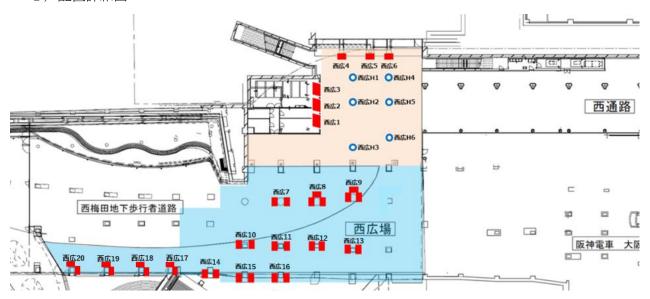
■ 柱広告板(デラタルサイネーラ) 🗾 壁面広告板(ポスター) 📕 イベントスペース

2) 広告板寸法等

T.		掲示面方位		内法寸法		5 / -	/1.14
雀	号	(概ねの方位)	縦A(mm)	横B(mm)	面積(㎡)	タイプ	仕様
西通 1	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
四地工	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ 65インチ液晶ディスプルデジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
西通 2	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
四地 2	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
正温 2	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
四地 3	西通 3 2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
西通4	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
23,00 4	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
西通 5	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
四地 5	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
西通6	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
<u>四</u> 6	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
西通 7	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
13 JH 7	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
西通8	1	東	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
四地の	2	西	1,428	803	1.15	デジタル サイネージ	65インチ液晶ディスプレイ
西边	通9	南	1,650	928	1.53	デジタル サイネージ	75インチ液晶ディスプレイ
西通	10	南	1,650	928	1.53	デジタル サイネージ	75インチ液晶ディスプレイ
西泊	通 P	南	2,060	23,296	47.99	ポスター	B0×32枚
	広告面 面積計				69.45		

(4) 西広場

1)配置詳細図



■ 柱広告板(電照看板) 📕 壁面広告板(電照看板) 🔘 柱広告板(シート広告)

2) 広告枠寸法等

		掲示面方位	内法寸法			タイプ	/_++ *	
田	番号		縦A(mm) 横B(mm) 面積(㎡)		917	仕様		
西広H	1		2,250	1,884	4.24	円柱広告	シート広告	
西広H	2		2,250	1,884	4.24	円柱広告	シート広告	
西広H	3		2,250	1,884	4.24	円柱広告	シート広告	
西広H	4		2,250	1,884	4.24	円柱広告	シート広告	
西広H	5		2,250	1,884	4.24	円柱広告	シート広告	
西広H	6		2,250	1,884	4.24	円柱広告	シート広告	
西広	1	東	1,815	2,930	5.32	電照看板	LED電照	
西広	2	東	1,815	2,930	5.32	電照看板	LED電照	
西広	3	東	1,815	2,930	5.32	電照看板	LED電照	
西広	4	南	1,820	930	1.69	電照看板	LED電照	
西広	5	南	1,820	930	1.69	電照看板	LED電照	
西広	6	南	1,820	930	1.69	電照看板	LED電照	
	広告面 面積計				46.47			

番号		掲示面方位		内法寸法		タイプ	仕様	
田	· 与	(概ねの方位)	縦A(mm)	横B(mm)	面積(㎡)	シイン	江塚	
≖ ċ7	1	東	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
西広7	2	西	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
	1	東	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
西広8	2	北	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
	3	西	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
	1	東	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
西広9	2	北	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
	3	西	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
西広10	1	東	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
	2	西	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
西広11	1	東	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
	2	西	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
西広12	1	東	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
ВДТ	2	西	東 1,700 850 1.45 電照看板 北 1,700 850 1.45 電照看板 東 1,700 850 1.45 電照看板 北 1,700 850 1.45 電照看板 北 1,700 850 1.45 電照看板 西 1,700 850 1.45 電照看板 東 1,700 850 1.45 電照看板 <	電照看板	LED電照			
西広13	1	東	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
四 <u>四</u> 口3	2	西	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
西広14	1	東	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
四四14	2	西	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
西広15	1	東	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
<u>ыд</u> 15	2	西	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
西広16	1	東	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
ДДТО	2	西	1,700	850	1.45	電照看板	LED電照	
戊	告面 面積	計 			31.9			

番号		掲示面方位		内法寸法		タイプ	仕様
1	75	(概ねの方位)	縦A(mm)	横B(mm)	面積(㎡)	947	1上17环
西庁17	1	東	1,046	1,111	1.16	電照看板	LED電照
西広17 -	2	北	1,046	1,562	1.63	電照看板	LED電照
西広18	1	東	1,046	1,183	1.24	電照看板	LED電照
ВИТО	2	北	980	700	0.69	電照看板	LED電照
西広19	1	東	1,046	1,183	1.24	電照看板	LED電照
ВИТЭ	2	北	980	700	0.69	電照看板	LED電照
西広20	1	東	980	700	0.69	電照看板	LED電照
四瓜20	2	北	980	700	0.69	電照看板	LED電照
I.	広告面 面積詞	+			8.03		

(5) 中央広場

1)配置詳細図



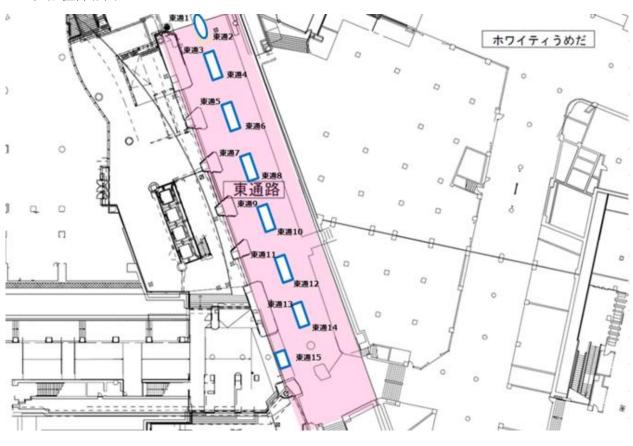
柱広告板(電照看板)

2) 広告枠寸法等

	- ローエナル	l	th2+-+2+				
番号	掲示面方位	内法寸法			タイプ	仕様	
田勺	(概ねの方位)	縦A(mm)	横B(mm)	面積(㎡)	712	11138	
中広1	南	1,230	1,000	1.23	電照看板	LED電照	
中広2	北	1,230	990	1.22	電照看板	LED電照	
中広3	南	1,230	990	1.22	電照看板	LED電照	
中広4	北	1,230	1,000	1.23	電照看板	LED電照	
中広5	南	1,230	1,000	1.23	電照看板	LED電照	
中広6	北	1,230	1,000	1.23	電照看板	LED電照	
広告面 面積計			7.36				

(6) 東通路

1)配置詳細図



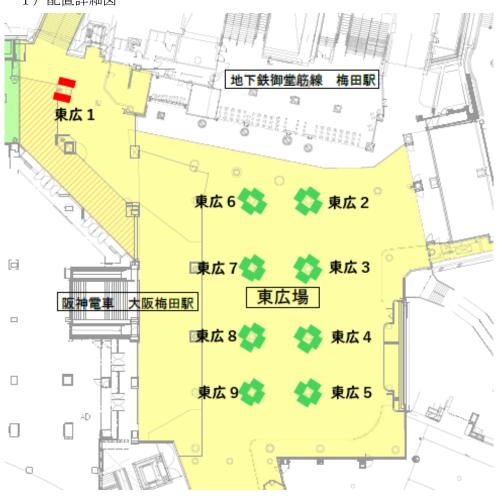
杜広告板(シート広告)

2) 広告枠寸法等

_		掲示面方位		内法寸法			// 134
	号	(概ねの方位)	縦A(mm)	横B(mm)	面積(㎡)	タイプ	仕様
東通	1		2,500	5,225	13.06	柱巻	シート広告
東通	2		2,500	5,225	13.06	柱巻	シート広告
東通	3		2,500	4,550	11.38	柱巻	シート広告
東通	4		2,500	4,550	11.38	柱巻	シート広告
東通	5		2,500	4,550	11.38	柱巻	シート広告
東通	6		2,500	4,550	11.38	柱巻	シート広告
東通	7		2,500	4,550	11.38	柱巻	シート広告
東通	8		2,500	4,550	11.38	柱巻	シート広告
東通	9		2,500	4,550	11.38	柱巻	シート広告
東通	10		2,500	4,550	11.38	柱巻	シート広告
東通	11		2,500	4,550	11.38	柱巻	シート広告
東通	12		2,500	4,550	11.38	柱巻	シート広告
東通	13		2,500	3,200	8.00	柱巻	シート広告
東通	14		2,500	3,200	8.00	柱巻	シート広告
東通	15		2,500	6,600	16.50	柱巻	シート広告
J.	去告面 面積詞	†			172.42		

(7) 東広場

1)配置詳細図



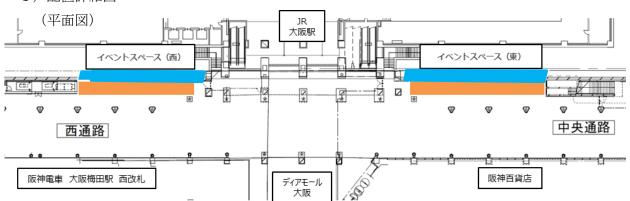
柱広告板(電照看板) 柱広告版(デジタルサイネージ)

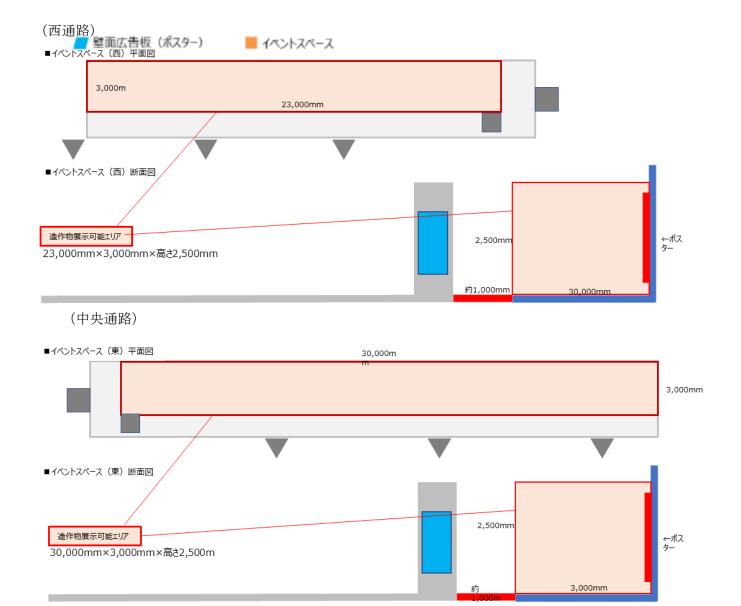
2) 広告板寸法

		掲示面方位		内法寸法		F (-9
番号 		(概ねの方位)	縦A(mm)	横B(mm)	面積(㎡)	タイプ
	1	東	1,720	1,130	1.94	電照看板
東広1	2	西	1,720	1,130	1.94	電照看板
	1	東	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
東広2	2	南	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
果仏と	3	西	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	4	北	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	1	東	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
東広3 -	2	南	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
果仏3	3	西	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	4	北	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	1	東	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
東広4	2	南	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
米四年	3	西	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	4	北	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
東広5 -	1	東	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	2	南	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	3	西	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	4	北	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	1	東	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
東広6	2	南	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
<i>未</i> 因0	3	西	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	4	北	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	1	東	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
東広7	2	南	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
<i>木丛 1</i>	3	西	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	4	北	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	1	東	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
東広8	2	南	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
ЖДО	3	西	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	4	北	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	1	東	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
東広9	2	南	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
TIM J	3	西	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
	4	北	1,650	928	1.53	デジタルサイネージ
Д	広告面 面積	†			52.84	

(8) 東西地下道

1)配置詳細図





2) イベント施設寸法等

番号		掲示面方位	内法寸法			タイプ	仕様	開始時期	
19	留写		縦A(mm)	横B(mm)	面積(㎡)	917	1上1家	用如时机	
東エリア			3,000	30,000	90.00			A11.F.4.F	
西エリア			3,000	23,000	69.00			令和5年4月	
	広告面 面積計				159.00				

3. 広告事業の業務内容

(1) 広告板等の設置

- 1) 認定計画提出者において、広告板等(ポスター、柱巻広告、電照看板、デジタルサイネージ) を設置する。なお、柱や壁面への設置工事(配線及び電源の確保に必要な工事等も含む)については、本市と協議の上、認定計画提出者の負担で行う。
 - また、東広場にデジタルサイネージを設置するにあたっては、新たに配管及び配線工事が必要 となる。加えて、広告事業に使用する電力使用量がわかるようにしておくこととする。
- 2) デジタルサイネージの機器や配線など、認定計画提出者により設置した物件の所有権について は認定計画提出者に帰属する。
- 3) 設置に際しては、本市と協議のうえ、設置方法及び地下道施設に負担の少ない方法で確実に固定し、地震等の際の転倒、落下を防止するための十分な対策を講じるとともに、周辺の意匠や外観などに調和したものとするなど景観面にも配慮し設置する。また、地下道施設を損傷又は汚損した場合は、本市の指示を受けて認定計画提出者の負担で原形に復旧する。

(2) 広告板等への表示

設置した広告板等には、下記の例に準じ、見やすい場所にわかりやすく認定計画提出者の名称 及び連絡先(電話番号)を表示する。

例:「この広告枠に関するお問い合わせは〇〇〇〇 (認定計画提出者名)まで 電話〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇|

(3) 広告板等の点検及び維持管理

認定計画提出者は、広告板等の点検を適宜行い、善良なる管理者の注意を以って維持管理を行う。

1) 共通

- ・広告板等の自然損耗・経年劣化、漏水を原因とする損傷及び広告板等に対する人為的要素を 含む不慮の事故による損傷が発生した場合は、修繕を行う。
- ・維持管理上の問題を発見したときは、適切に対応を行う。
- ・広告板等の壁面・広告面を清掃する。
- ・広告板等の周辺について、広告の有効性を確保するために清掃が必要と認定計画提出者が考 える場合には、認定計画提出者の責任と費用負担において実施する。
- ・その他、本市に臨時に点検を指示された場合(例:台風接近時等)は、その指示に従う。
- 2) 電照看板、デジタルサイネージ
 - ・設置した広告板等の転落防止のため、広告の掲載作業時等に点検し、ビスの緩みや錆び等の 問題を発見したときは、速やかに対応する。
 - ・電球等消耗品の交換及び機器の故障が発生した場合は、速やかに対応する。
- 3) ポスター、柱巻広告
 - ・掲載した広告の剥がれ等防止のため、広告の掲載作業時等に点検し、問題を発見したときは速やかに対応する。

(4) 電照看板等で使用する電気料金の取扱い

電照看板等で使用する電気料金は、本市が指定する方法で認定計画提出者が負担する。なお、 支払方法、支払期日等は別途指示する。

(5) 空き枠等の活用について

広告枠には、風景写真、広告募集の意匠等を掲載し、空き枠がないように活用する。 掲載する前には、「5 (1) 広告内容の自主審査」に基づく審査を行う。 なお、広告を直貼りする柱への前記意匠等の掲載は不要とする。

(6) 広告板等の設置・掲載及び撤去作業

広告を掲載する際には、建設局野田工営所及び大阪駅前地下道監視室に、作業に必要な届出を 行い、作業実施の承認を受けてから、認定計画提出者の責任と費用負担において作業を行う。 なお、原則として地下道の閉鎖時間帯に作業を行う。

(7) 掲載にかかるトラブル対応

広告の掲載に関するトラブルは、認定計画提出者の責任において対応する。

広告内容その他広告自体を原因として事故等が発生した場合には、認定計画提出者の責任に おいて示談交渉等の対応をする。

被害者の治療費及び慰謝料等の示談に要する費用は、全額認定計画提出者の負担とする。また、訴訟となった際の対応及び費用についても同様とする。

(8) 事故発生の際の連絡

(7)で記載した事故及び不慮の事故等が発生した場合、認定計画提出者は事故発生等の帰責の如何を問わず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、本市にその旨を速やかに報告する。

また、その後も当該事故等の詳細について、遅滞なく、書面により本市に報告する。

(9) 広告板等の毀損への対応

広告板等に毀損が生じた場合は、原因の如何を問わず認定計画提出者の責任において修繕する。

(10) その他

- 1)(1)~(9)に記載のほか、広告事業実施にあたり本市が必要と認める内容等に、認定計画提出者は協力する。
- 2) (1) ~ (10) にかかる費用は、認定計画提出者の負担とする。

4. 広告掲載方法

- (1)認定計画提出者は、2. 広告板等及びイベント施設の設置箇所及び占用面積に基づき、広告を 掲載する。
- (2)掲載する広告は、認定計画提出者が自ら製作又は代理業者として募集掲載することとし、本市 は掲載広告の募集に参加協力を行わない。
- (3) 音声を発する広告は行わない。
- (4) 広告板等に直接塗装を行うことはできない。
- (5) 立体的な形態の広告の掲出や、通行の妨げになる広告の設置は行わない。
- (6) 1枠内に複数の広告掲載は可能とする。
- (7) ラッピングフィルム等を直貼りする場合は、柱等を破損若しくは汚損等しない方法で実施する。
- (8) デジタルサイネージの表示の基準は、以下のとおりとする。
 - 1) 著しく景観を損なわないものとすること。
 - 2) 心身に悪影響や不快感を与えない表示速度、繰り返し回数とすること。
 - 3) サブリミナル効果等の、通行人等が通常感知しえない方法により、メッセージ等を伝達しない こと。
 - 4) 不快感を与える色彩・輝度でないこと。
 - 5) コントラストの強い画面が反転するものや急激に場面転換するものでないこと。
 - 6) 災害時等の非常時以外には音声を発しないこと。
 - 7) 災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報提供に協力すること。
 - 8) 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報や、 まちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えていること。
- 9) 広告の掲載及び撤去は、認定計画提出者の負担により行うこと。
- 10) 広告掲載にあたっては、大阪市屋外広告物条例に基づく許可を得ること。 また、広告板等使用期間が延長となった場合は、継続許可申請を行うこと。

5. 広告の掲載内容の自主審査及び届出

(1) 広告内容の自主審査

認定計画提出者は、【別添1】「大阪市広告掲載要綱」(以下、「広告掲載要綱」という。)及び 【別添2】「大阪市建設局道路河川部広告掲載要領」(以下、「広告掲載要領」という。)の内容 を踏まえた審査基準を作成し、事業開始の14日前までに本市に提出する。

広告を掲載しようとするときは、認定計画提出者は、あらかじめ広告主等に広告内容の提出を 求め、上記の審査基準に基づく自主審査を行い、審査基準に抵触する場合は、広告主等に修正・ 削除を指示するなど対応する。

(2) 広告内容の本市への届出

認定計画提出者において自主審査された掲載内容について、認定計画提出者は、掲載予定の意 匠データを本市が指定する期日及び方法で本市に提出する。

なお、「広告掲載要綱」及び「広告掲載要領」に抵触する可能性のある掲載内容については、「建設局広告等審査委員会」により審議する場合があります。「広告掲載要綱」及び「広告掲載要領」に抵触すると本市が判断した場合は、認定計画提出者の都合を問わず修正・削除を求めるがこれに従わない場合は当該広告の掲載はできない。

なお、これに要する費用は認定計画提出者の負担とする。

(3) その他

認定計画提出者は、広告の製作に際し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他 日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法を使用す るときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

6. イベント施設の設置・管理運営

- (1)認定計画提出者は、2. 広告板等及びイベント施設の設置箇所及び占用面積に基づき、イベント施設を設置する。
- (2) 認定計画提出者は、設置に際して本市と協議のうえ、歩行者の通行機能を確保するとともに地下道施設に負担の少ない方法でイベント施設を設置する。
- (3) イベント施設の設置及び撤去作業は、野田工営所及び大阪駅前地下道監視室に、作業に必要な届出を行い、作業実施の承認を受けてから、認定計画提出者の責任と費用負担において作業を行う。
- (4)地下道施設を損傷又は汚損した場合は、本市の指示を受けて認定計画提出者の負担で原形に復 旧する。
- (5) 認定計画提出者は、イベント期間中、警備員立哨やロープパーテーションなどにより滞留者 を適切に管理し、歩行者交通の安全確保に努める。また、イベント施設周辺の日常清掃を行 い良好な環境を維持する。
- (6) イベント開催に関するトラブルは、認定計画提出者の責任において対応する。 また、事故等が発生した場合には、認定計画提出者の責任において示談交渉等の対応をする。 被害者の治療費及び慰謝料等の示談に要する費用は、全額認定計画提出者の負担とする。 また、訴訟となった際の対応及び費用についても同様とする。
- (7)(6)で記載した事故及び不慮の事故等が発生した場合、認定計画提出者は事故発生等の帰責の如何を問わず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、本市にその旨を速やかに報告する。また、その後も当該事故等の詳細について、遅滞なく、書面により本市に報告する。

7. 地下道の防災業務

巨大地震発生時や、大雨、台風、津波、高潮等の水害が予測される緊迫した状況下などの非常時

において、認定計画提出者は広告板を活用し、デジタルサイネージを広告から災害情報(Lアラート(災害情報共有システム/総務省)、緊急速報エリアメール(NTTドコモ)、防災メール(大阪府・大阪市))に切り替え、適時適切な情報発信を行うなどの対応を図り、道路通行者等に有益な情報を提供する。

8 事業終了時の対応

- (1)認定計画提出者は、広告枠等使用期間が満了したとき及び何らかの事由により占用が解除若しくは解約により占用が終了した場合には、本市に帰責理由がある場合及び本市が認めた場合を除き、原則、広告枠等使用期間満了日の24時までに原状回復すること。これに要する費用は認定計画提出者の負担とする。
- (2) 認定計画提出者は、広告枠等使用期間満了後に、新たな認定計画提出者が本事業を行うことが決定した場合には、本市が指示する事項について、新たな認定計画提出者への引継ぎを誠実に行うこと。
- (3)本市が新たな認定計画提出者の募集を行うにあたり、本市が必要とする場合には、本市が指定する期限までに広告枠等の損傷状況等を書面にて報告すること。

大阪市広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の保有資産及び、市長が管理するその他の資産 (以下「市資産」という。)を広告媒体として活用することに関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 市資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな 財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ること を目的とする

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
- (1) 広告媒体 以下に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の広報印刷物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市の普通財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産で第5条に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 局長等 大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例(昭和38年大阪市条例第31号)第1条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、消防局長、教育次長、行政委員会事務局長、市会事務局長、財政局税務総長、大阪市事業所事務分掌規則(昭和37年大阪市規則第5号)第3条に定める事業所の長及び区長をいう。

(広告の範囲)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。
- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの

- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) その他、広告掲載を行う広告として不適当であると当該広告媒体 を所管する局長等が認めるもの

(広告媒体等を特定して実施する事業)

第 5 条 局長等は、自ら管理する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告料及び選定方法等を別途定めるものとする。

(提案により実施する事業)

- 第6条 前条によるもののほか、財政局長は、広告媒体を定めることなく 民間企業等からの広告事業の提案を受け付ける制度(以下「広告事業提 案制度」という。)を実施することができる。
- 2 局長等は、前項の広告事業提案制度において提案のあった本市の施設、 広報印刷物等について広告事業を実施することができる。
- 3 広告事業提案制度の実施については、この要綱に定めるもののほか、 大阪市広告事業提案制度実施要綱の定めるところによる。

(審査機関)

- 第7条 掲載する広告の可否を審査するため、大阪市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。
- 2 審査会の委員長は財政局税財政企画担当部長を、委員は政策企画室市 民情報部広報担当課長、消費者センター所長、人権啓発・相談センター 所長、財政局財務部財政調査担当課長、計画調整局計画部都市景観担当 課長、建設局総務部管理課長をもって充てる。

(会議)

- 第 8 条 審査会の会議は、掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと きは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告掲載を行うそれぞれの広告媒体及び第6条第1項に基づき提案を受け付けた本市の施設、広報印刷物等を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席 を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、財政局財務部財源課において処理する。

(調整)

- 第10条 財政局長は、広告掲載について必要な調整を行う。
- 2 調整を行うため、財政局長は、局長等に対して、広告掲載に関する報告を求め、調査を行い、又は広告掲載にかかる変更、その他の必要な措置を求めることができる。

(財政局長への報告)

第 11 条 局長等は、広告料収入について、毎年 3 月 31 日現在における 当該年度収入額報告書を作成し財政局長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附則

この要綱は、平成18年1月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成24年4月2日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和3年11月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

大阪市建設局道路河川部における広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、大阪市建設局道 路河川部の広告事業において掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(規制業種又は事業者)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する業種(以下「規制業種」という。)の広告掲載については、これ を承認しない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規 定される業種及びそれに類似する業種
 - (2) 消費者金融業
 - (3) 商品先物取引に関するもの
 - (4) たばこ(電子たばこを含む。)の製造及び販売に関するもの
 - (5) ギャンブルにかかるもの
 - (6) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
 - (7) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)に規定する訪問販売、通信販売(同法第30条に規定する通信販売協会に加入している者が行う場合を除く。)、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引
 - (8) 探偵業
 - (9) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・中古品小売業
 - (10) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
- 2 次の各号のいずれかに該当する事業者(広告主たる法人又は個人をいい、広告代理店等の代理人を経由する場合は、当該代理人を含む。以下同じ。)の広告掲載については、これを承認しない。
 - (1) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生・更生手続中の事業者
 - (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員
 - (4) 大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - (5) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者 もしくは個人
 - (6) 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
 - (7) 市税を滞納している事業者

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 要綱第4条の規定に定めるもの。
- (2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合

(規制業種を行う企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告)

第4条 規制業種を行う企業が、規制業種に関連するもの以外の内容の広告を行う場合においては、本要 領に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

(広告媒体の規格等)

第5条 規格、掲載位置、広告枠等使用料及び事業者の選定方法は、別途募集要項に記載する。

(事業者の募集)

第6条 事業者の募集は、市ホームページ等で公募する。

(広告の掲載)

第7条 事業者は、別途募集要項に規定する方法により広告を掲載するものとする。

(広告掲載の審査)

第8条 建設局長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

(広告の作成)

第9条 広告は、事業者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第10条 建設局長は、具体的な表示内容等について、広告の掲載の都度、別表の各項目を審査する。その 結果、内容の修正、削除等が必要な場合には、その旨を事業者に指示することとし、指示を受けた事業 者は、正当な理由がある場合以外は、その修正、削除等に応じなければならない。

(広告枠等使用料)

- 第11条 広告枠等使用料については、別途募集要項に規定する方法により決定する。
- 2 広告枠等使用料は、指定期日までに指定された方法で支払うものとする。

(使用料の返還)

第12条 納付済みの広告枠等使用料は返還しない。ただし、本市の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。

(広告掲載の取消)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。
 - (1) 本市が指示する修正又は削除に従わないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告枠等使用料の納付がないとき。

- (3) 指定する期日までに広告掲載内容の提出がないとき。
- (4) 第2条又は第3条のいずれかに該当すると判明したとき。
- (5) その他必要と認めたとき。

(事業者の責務)

- 第14条 事業者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担に おいて解決することとする。

(その他)

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 大阪駅前地下道における広告掲載要領、湊町駅前東西線地下道歩行者道における広告掲載要領、朝汐 橋歩道橋外3橋における広告掲載要領、大阪城京橋プロムナード広告掲載要領、阿倍野歩道橋におけ る広告掲載基準及び阿倍野南北線公共地下通路における広告掲載要領は、廃止する。
- 3 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 第10条関係

1 人材募集広告

人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例:一か月で確実にマスターできる 等

3 学習塾・予備校等(専門学校を含む。)

合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。

4 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

5 資格講座

(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、 各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主 旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
- 6 病院、診療所、助産所
 - (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、 一切広告できない。
 - (2) 広告を掲載する事業者が、大阪市保健所で広告内容についての了解を得ること。
- 7 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)
 - (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- (3) 法定の施術所以外の医業類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等) の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行うこと。
- (4) 広告を掲載する事業者が、大阪市保健所で広告内容についての了解を得ること。
- 8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器(健康器具、コンタクトレンズ等)
 - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号) 第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の 通知等に定められた規定に反しないこと。
 - (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。
 - (3) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容について確認すること。

9 食品

- (1) 健康増進法(平成14年法律第103号)第31条、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第20条、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条並びに各法令の所管行 政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
- (2) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の食品担当課及び薬務担当課で広告内容について確認すること。
- 10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等
 - (1) サービス全般(老人保健施設を除く。)
 - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現 を用いないこと。
 - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。 例:大阪市事業受託事業者 等
 - (2) 有料老人ホーム
 - (1)に規定するもののほか、
 - ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
 - イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
 - ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成 16 年度公正取引委員会告示第 3 号)」に抵触しないこと。
 - (3) 有料老人ホーム等の紹介業
 - ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。
 - (4) 介護老人保健施設

介護保険法(平成9年法律第123号)第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

11 墓地等

都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

12 不動産事業

- (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。
- (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。
- (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。
- (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。

例:早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

13 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

14 旅行業

- (1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記すること。
- (2) 不当表示に注意すること。

例:白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

15 雑誌・週刊誌等

- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護などの点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものであること。
- (4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を 与えないものであること。
- (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

16 映画・興業等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。

17 古物商 • 中古品小壳業等

一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。 例: 回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

18 結婚相談所·交際紹介業

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。
- (2) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること(財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等)。
- 19 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
 - (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。

20 募金等

- (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (2) 下記の主旨を明確に表示すること。 「○○募金は、○○知事の許可を受けた募金活動です。」
- 21 質屋・チケット等再販売業
 - (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。

例: ○○○のバッグ 50,000 円、航空券 ○○~○○ 15,000 円等

(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

22 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1)「トランクルーム」と表示するには、倉庫業法(昭和31年法律121号)第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであることが必要。また、認定を受けている旨を表示すること。
- (2)「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の○○は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等

23 ダイヤルサービス

各種ダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

24 通信販売業

- (1) 特定商取引法第11条及び第12条の規定に反しないこと。
- (2) 「通信販売協会」に加盟している者等とは、通信販売協会に加盟する者のほか、協会には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断するもの。

25 その他、表示について注意を要すること

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例:「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(2) 比較広告(根拠となる資料が必要)

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例:「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。 連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHS のみは認めない。また、法人格を有しない団体の 場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(5) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認をすること。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現に注意(消費者庁に確認の必要あり。)

例:「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない)等

- (7) 個人輸入代行業等の個人営業広告
- (8) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例:「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例:お酒を飲んでいる、又は飲もうとしている姿等